

2016年

2月号

カーブの暮らし

発行 家計簿・暮らし調査研究会
コープのホームページ<http://www.ucoop.or.jp/hiroba/report/kurashi/index.html>

「人生90年」ずっと安心して暮らしたい！！ 今から考えておきたい「終活」



昨年の1月から相続税が増税となり、課税対象者が、約3%から約10%に増えました。一方で、贈与税にさまざまな非課税の特例措置がとられ、生前贈与を考える人が増えています。また、国は若い人に資産を移すことにより、経済が活性化することを期待しています。

★一括贈与で贈与税が非課税になる特例

	教育	結婚・子育て	住宅取得
贈与する人	父母または祖父母	父母または祖父母	父母または祖父母
贈与される人	30歳未満の子か孫	20歳以上50歳未満の子か孫	20歳以上の子か孫
限度額	1500万円 (学校以外の支払い塾代など500万円まで)	1000万円 (結婚費用は300万円まで)	最大2500万円 (省エネ要件満たせば3000万円)
対象期間	2019年3月31日まで	2019年3月31日まで	2019年6月30日まで
注意点	30歳時点で残金あれば贈与税の対象	・50歳時点で残金あれば贈与税の対象 ・贈与者が死亡時点で相続税の対象	取得の契約により限度額が変わる最大になるのは、16年10月から、17年9月まで

★使い道をさだめないで、贈与する場合

①「相続時精算課税制度」

贈与する人は60歳以上の祖父母や父母
贈与される人は20歳以上の子や孫に限定
特別控除額は、2500万円
但し、すべての贈与を相続税で再計算する。

②暦年課税

年齢をとわず、年間110万円まで贈与税がかからない。



★ポイント

生前贈与は、老後の生活に影響のない範囲で行うこと、また、トラブルにならないよう、相続人同士のバランスを考え、時間をかける必要があります。

「遺伝より、贈与で決まる孫のでき」という川柳が新聞に載っていました。

※ユーコープではライフプランニング活動も行っています。

「子に投資 未来夢見る 倍返し」ペンネームSさん（2013年くらしの見直し川柳 コープにいがた銀賞作品）毎年川柳の応募を行っています。皆さまからの作品をお待ちしております。